

神戸市アカミミガメ防除活動助成金 交付要綱

平成 28 年 4 月 13 日局長決定

改定 H29. 4. 12

改定 H30. 4. 18

改定 H31. 4. 18

改定 R2. 4. 17

改定 R2. 7. 1

改定 R3. 4. 15

(目的)

第 1 条 この要綱は、神戸市（以下「市」という。）が、神戸市生物多様性の保全に関する条例（平成 29 年 10 月条例第 7 号）及び生物多様性神戸プランに基づき、市内の河川、ため池等に生息するアカミミガメを防除することにより、河川等の生態系を保全するとともに、保全活動への市民参加を通じて、生物多様性保全に対する市民の理解を深め、自然共生社会の実現を図ることを目的とする。

2 助成金の交付等に関して、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該助成金の交付等に関して必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 助成金 市が市以外の者に対して交付する金銭的給付で、その交付に対し相当の反対給付を受けないものをいう。
- (2) 助成事業 助成金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 助成事業者 助成事業を行う者をいう。

(対象者)

第 3 条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号の全てに該当する団体とする。

- (1) 営利を目的とした団体でないこと。
- (2) 会員 5 名以上の団体であること。
- (3) 市より同内容の活動に対する他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと及び団体の会員に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）が含まれていないこと。

(交付対象活動)

第 4 条 助成事業の対象となる活動は、次の各号に掲げる要件に該当するアカミミガメの防除活動とする。

- (1) 神戸市内の河川、ため池等で行われた防除活動であること。
- (2) アカミミガメの捕獲のための機材（かご網等）を 3 つ以上、連続 2 日以上設置すること。

(3) アカミミガメの防除を主として実施する会員が参加したアカミミガメの防除に関する講習会を、アカミミガメを捕獲する場所で、原則として機材の設置時に開催すること。

2 前項に掲げる活動は、次の各号に掲げる要件に適合しなければならない。

- (1) 営利を目的とした活動でないこと。
- (2) 宗教的活動及び政治的活動でないこと。
- (3) 法令に違反するものでないこと。

(団体の登録)

第5条 助成金の交付を希望する者は、神戸市に登録しなければならない。

2 前項の登録の申請は、アカミミガメ防除講習会開催希望書(様式第1号の2)により、市長が定める募集期間内に行うものとする。

3 前項の登録申請にあたっては、アカミミガメ防除活動計画書(様式第2号)をあわせて提出しなければならない。

4 登録の有効期限は、登録申請を行った年度の3月31日とする。

5 団体の名称、代表者名その他登録内容に変更があった場合には、ただちにアカミミガメ防除活動登録内容変更申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

7 当該団体がアカミミガメ防除活動を中止した時は、アカミミガメ防除活動実施団体登録辞退届(様式第3号)を提出するものとし、神戸市は当該届の受理をもって、登録を抹消するものとする。

(計画書の提出)

第6条 前条の登録申請を行った者は、アカミミガメ防除活動の開始までにアカミミガメ防除計画書(様式第4号)を提出しなければならない。

2 前項のアカミミガメ防除活動の計画に変更があった場合には、ただちに変更内容を反映したアカミミガメ防除活動計画書(様式第4号)を提出しなければならない。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、第3条第1項の各号に該当する防除事業を実施する団体に対して、防除したアカミミガメの頭数に応じて、別表に定める助成額を加算する。ただし、1団体あたり、年間5万円を超えて助成しない。

(交付の申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする団体は、助成金を受けようとする年度の12月28日(28日が閉庁日の場合は、その前開庁日)までに、以下の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) アカミミガメ防除活動助成金交付申請書(以下「交付申請書」という。)(様式第5号)
- (2) アカミミガメ防除活動報告書(様式第5号の2)
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条各号に基づき申請のあった書類を審査し、助成金を交付することが適切であると認めるときは、速やかに交付決定を行う。

2 市長は、助成金の交付決定を行ったときは、アカミミガメ防除活動助成金交付決定通知書（様式第6号。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、助成金の交付が不相当と認めるときはアカミミガメ防除活動助成金不交付決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 交付決定通知書を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、助成金の交付を受けようとするときは、前条の交付決定額をアカミミガメ防除活動助成金交付請求書（様式第8号）により請求するものとする。

2 前項の請求があったとき、市長は速やかに当該助成金を交付決定団体に交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、交付決定団体が、補助金規則第19条の各号及び次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定通知書に記載の交付予定額の一部又は全部を取り消すことができる。また、取り消した場合は、アカミミガメ防除活動助成金交付決定取消通知書（様式第9号）により、交付決定団体に通知するものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けようとし、または受けたとき。

(2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(3) 助成金の交付を受けようとし、または受けた団体が、第3条各号の規定に該当することが判明したとき。

(4) 助成金の交付を受けようとする活動の内容が、第4条第1項各号の規定に該当しないことが判明したとき。

(5) 第12条第1項の規定による関係資料の提出若しくは必要な調査に応じず、又は同条第2項の規定による是正措置を行わなかったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(7) その他、市長が助成金を交付するに適しないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部または一部を取り消した場合、当該取消に係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期日を定めて助成金を返還させるものとする。

(団体の経理等)

第12条 助成金は、団体の継続的な運営及び活動費用に充てることとする。

2 助成金の交付を受けた団体は、助成金の経理を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び証拠書類を助成金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

3 助成金の交付を受けた団体は、市長より前項の書類の閲覧請求があった場合は、これを閲覧させなければならない。

4 市長は、必要と認めるときは、助成金の交付を受けた団体に対し、助成金の経理について報告を求めることができる。

(調査等)

第 13 条 市長は必要があると認めるときは、いつでも交付決定団体に対して、当該活動の関係資料の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

2 市長は、前項の調査等により不適当な事項を発見した場合には、交付決定団体に必要な是正措置を求めることができる。

(施行の細則の委任)

第 14 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、主管課長が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年〇月〇日から施行する。

別表

捕獲数	助成額
0～5 匹	10,000 円
6～15 匹	20,000 円
16～25 匹	30,000 円
26～35 匹	40,000 円
36 匹以上	50,000 円